**平成２３年（フ）第６１号**
福岡県筑後市大字尾島500番地４
債務者　中村よし子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
福岡地方裁判所八女支部

**平成２３年（フ）第１６６号**
宮崎県えびの市大字向江1008番地45
債務者　牟田　好春
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２３年（フ）第１６８号**
宮崎県都城市高城町桜木425番地13
債務者　外杦保節子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２３年（フ）第８９１号**
仙台市泉区長命ケ丘東11番地の４
債務者　伊澤真理佐
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第９５６号**
宮城県名取市増田２丁目４番48―506号　ネオハイツ名取駅前
債務者　小島　修一
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第９８３号**
仙台市太白区山田自由ケ丘22番10号
債務者　野木　美穂
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第９８５号**
仙台市太白区長町南４丁目26番13号　レピュートＣ101
債務者　佐藤　正春
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第９９４号**
仙台市太白区郡山６丁目６番６―1104号
債務者　内海　　晃
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０３２号**
仙台市太白区郡山８丁目12番33号
債務者　仙石　政志
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０３９号**
仙台市青葉区国見６丁目17番19号
債務者　引地　　淳
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０５１号**
仙台市太白区三神峯２丁目２番23号　ゴールデンハイツ岩谷Ｄ棟103
債務者　山本　慶子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０５３号**
仙台市太白区長町６丁目14番22号　広岡ハイツ101
債務者　結城　邦行
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０５４号**
仙台市太白区長町６丁目14番22号　広岡ハイツ101
債務者　結城えみ子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第３８６号**
秋田県潟上市昭和大久保字堤の上14番地
債務者　安田　博子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１１０号**
山形県米沢市春日１丁目２番47号
債務者　佐藤夫美子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２３年（フ）第１１１号**
山形県米沢市木場町７番32号
債務者　小山　明美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２３年（フ）第５２１号**
茨城県ひたちなか市大字市毛847番地56　県営もみじが丘アパート２―４―３
債務者　梅澤登世子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第５４５号**
茨城県笠間市大田町1316番地９
債務者　山口　　豊
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
水戸地方裁判所